

奈良県告示第九十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十三年九月奈良県告示第三百二号により指定した土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の全部について、次のとおり指定を解除する。

平成二十四年六月五日

奈良県知事 荒 井 正 吾

- 一 指定を解除する形質変更時要届出区域 大和郡山市今国府町四一一番一の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素^ひ及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 汚染土壤の掘削による除去